

就労に関する承諾書

(宛先) 浦安市長

令和 年 月 日

記入者名 児童との続柄

在園中

①会社を退職した方

退職日の翌日から起算して 90 日以内に就労を開始します。

退職日： 年 月 日 期限日： 年 月 日

就労を開始された方（雇用期間開始後の就労証明書未提出の方）

雇用開始日から起算して 2 週間以内に就労証明書を提出します。

雇用開始日： 年 月 日 期限日： 年 月 日

新規入所

②求職活動中の方

施設利用開始日から起算して 90 日以内に就労を開始します。

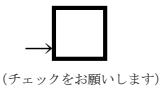
施設利用開始日： 年 月 日 期限日： 年 月 日

③就労内定状態の方（雇用期間開始後の就労証明書未提出）

施設利用開始日が属する月の月末までに就労を開始します。

施設利用開始日： 年 月 日 期限日： 年 月 日

右記を確認しました



(チェックをお願いします)

- ・期限内に月 64 時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出します。
- ・期限内までに就労開始できない場合は、その月末をもって退園となることを承諾します。
- ・③のみ該当 提出している就労証明書に記載されている就労形態・時間で就労開始できない場合には、保育の利用解除（利用開始前にその事実がわかった場合は内定取消）をされても異議を申し立てません。

フリガナ

児童の氏名

施設・事業所名

備考

生年月日

年 月 日

※以下、利用内定施設記入欄

求職残り 1 か月

求職残り 3 週間

求職残り 1 週間

採用済就証の提出

退所届の提出